

をやらなければ十分年ではこの仕事はできない。そなりますと、全体の費用が二倍になるわけでございます。その際に、現行の補助率で申しますと、府県、市町村のそれぞれの負担が非常にふえて参りますので、それをどうしても国でカバーをしてやらなければならぬ。そのためにこの法律案を提出したおもな理由があるのであります。その際私が考えるのは、一ぺんに国の補助率を引き上げるということも、財政事情から仕事もふえることでもありますから大へんであります。少くとも市町村並びに府県の負担率を行の三分の一から四分の一あるいは五分の一あるいは社会党の御提案のようにできますならば六分一定程度に減らして、その反面国が負担する分を四分の二なりあるいは五分の三なりあるいは六分の四なり、こういう方向にぜひふ省に御尽力を願つて作つていただきたい、かよくなつもりであります。

と思うのですが、今回はそういうふうなお考査はあるのかないのか、一つ原生当局にお聞きしたい。

○楠本政府委員 現在住血吸虫につきましては、その重要性にかんがみまして、特に從来といえども、現行法の範囲内において単独で国庫補助をいたしております。ところが他の寄生虫対策につきましては、以前から地方交付税の計算の中に組み入れられておりますために、ややもすると組み入れただけが使われないというらみはございませんが、予算措置はさような方式で実施するが、いたしております。

○亀山委員 今楠本環境衛生部長の御説明にありましたように、この寄生虫病が撲滅できない原因の大なるものであると思うのであります。この点は幸いに提案者である内田君が大蔵省系統の御出身でありますので、よくその点はお考えになつていただきたいということ、もう一つは先ほど申し上げたように、往年山梨の住血吸虫病に対しても特別の補助をしたことがあるのであります。その点も一つお考査合せになりますとして、従来のような一定の寄生虫病のワクの補助金ではとてもこういう事業はできません、そういうことを提案者である内田君によつて、さらに今後努力せられることを希望いたしまして、私の質疑を終ります。

○中山(マ)委員 私この寄生虫病に悩まされておる県を考えてみますと、山梨県、佐賀県、いわば日本の貧乏県であり、佐賀県も——私、九州の人間ですからよく佐賀を知つておりますが、

まことに失礼なことを言うようでは困りますが、大坂府あたりとは違います。日本は氣の毒な貧乏県であると用ひます。ことに私が知っている範囲内では、婦人だけが非常に死んでおるという面も考えまして、これはうのであります。ことに私が知つてゐる範囲内では、婦人対策でもあると思ひますので、一つ貧しき者を助けるということは最もいいことだと思いますので、どうぞ一いつこの貧しい県を助けていただきたい。私が佐賀に行つてみましても、あまりに産物がなく、山梨県も山国でござりますので、بدくらいを作つていてゐるのが山梨県のあります。私は政令をもつてしかじかするといふ点におきましては、厚生省のがんばり方一つであると思います。環境衛生部長が一生懸命にやつしていただきますれば、私は何とかなるのではないかと思ひますので、貧しき者を助けるといふ經濟面でも、一つぜひ格段の御努力を願いたい、こう考えております。

三重、千葉などといふように、地域は散在しまして、全国の有毒地の面積は私の手元にあります資料によりますと約二万町歩、しかもこれがおおよそ水田地帯、穀倉地帯でありますから、二万町歩とは申しますけれども、限られたところのはとんどその地方全体といふ数字になつております。そのうちで自分の県のことではありますけれども、わが山梨県が二万町歩ばかりのうちで一万五百町歩くらいを占めておりまして、山梨県の耕地面積は御承知のように三万町歩余りであります。そのうち水田は一万二、三千町歩でありますけれども、その水田のおおむね九割というところが、いわゆる有毒地域ということになつております。それに次いで多いのは、福岡、佐賀、広島等で、それぞれ一千町歩近い有毒地帯を持つております。

定的な方法であるかということについて、参考までに一つ伺つておきたい。

○補本政府委員 現在予算をいたしましては、溝渠のコンクリート化に最も莫大な経費をしておりますが、しかしそのはか雑草による宮入貝の撲滅を実施いたしております。これらは主として石灰塗素等を使用いたしております。その他の雑草の整理、あるいは特に雑草のアセチレンによります焼却、あるいは糞便による虫卵の散布を防ぎますために肥料として用いる糞便はできるだけ腐熟してから使用するといふような方法を用いまして、総合的な予防対策を立てる次第であります。

○八田委員 それからコンクリート舗装をすればどうして宮入貝を生息できないようになりますのだと、理由を伺つておきたい。

○補本政府委員 宮入貝の生息上の習性から考えまして、草むら——草がはえたり、ヨシがはえたり、あるいは土砂がまじっているようなところに、しかもそういう水たまりに好んで繁殖いたしますので、溝渠を作りまして流れをよくし、しかも雑草等のはえないようになりますと、やがて宮入貝といふものの生息ができなくなってくるという成績から、かように考えておる次第でござります。

○八田委員 雜草の汚染はもちろん考えられますが、コンクリート舗装だけでは雑草のやぶ、そういうものの撲滅ができないわけでありまして、これは火炎放射をして焼き払うという方法をとらなければならぬ。そこで私はコンクリート舗装をするのは流速、水量を加減するのが一番大きな目的だと考える。ところが実際にこの二つの目的

が正しく実行されてない面がたくさんある。それを厚生当局において、単にコンクリート舗装をすれば宮入貝の發生を防ぎ得るのだということで指導されていくと、間違った指導方法になります。実際の目的は水量と流速にあるのでありますから、この点を正しく地方に、その有毒地域に御指示下さることをお願いするのであります。

それからもう一つ治療問題でございますが、治療問題について、ここにも適當な方法がないと書いておられるのであります。私はそういうふうに了解しておらぬでありますけれども、これについて厚生省で現在治療方法についてどういう方法があるか。もちろんこれは急性症の場合と慢性症の場合とに分けなければならぬのでありますけれども、急性症よりも慢性症の方が学力減弱するので、治療方法も違つた方法をとらなければならぬのであります。

○本政府委員 第一番の御指摘の溝渠の流速その他については全く御指摘の通りでございまして、要はせつかく作った灌渠が宮入貝の生息のできなによろしく維持管理することがきわめて大事であります。今後はかような維持管理の面で一そら地方の指導徹底いたしたいと考えております。

なお治療につきましては、いろいろ目下研究もされておりますが、現在卵保有者につきましては、主としてアンチモン製剤を授与して駆虫いたしてお

ります。その他現在試験的にはいろいろな方法が行われておりますが、いずれにしてもまだ卓効のあるものをつ

れます。実際の目的は水量と流速にあるのでありますから、この点を正しく地方に、その有毒地域に御指示下さることをお願いするのであります。

ります。

それからもう一つ治療問題でございまして、この問題はそれくらいにかみ得ない現状でございます。

○八田委員 この問題はそれくらいにかみ得ない現状でございます。

しますが、最後にさらにお願ひしておきたいことは、ただいまの維持管理といふ面が一番大切だということです。

單に国庫補助をふやすといつても、地方財政との関係もありますので、これが百パーセント効果を上げるために、維持管理という面が一番大切なことをありますから、この水量、流速という点についてはつきりとした指導をさ

れることをお願いいたします。それとともに、これは宮入貝ばかりではございません。人糞の処理問題、それからいろいろな哺乳動物の糞便の処理問題について、さらに厚生省で考えられておる現在の方法でございます。

するから、指導を一段と強化されんことをお願いしておきます。

○佐々木委員長 起立総員。よって動議の通り両案はこれを併合して一案となし、題名は両案の通りとし、内容は内田常雄君外三名提出の案と同一とし、修正議決すべきものと決しました。

○野澤委員 なお両案に関する委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○佐々木委員長 御異議なしと認め、そのままに決します。

○佐々木委員長 次に日程を追加し、へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律案とし、内容はお手元に配付いたしました通りでありますので、内閣に提出の件と同一といふ

案を一括して討論に入ります。

○佐々木委員長 ただいま議題となりました。

○野澤委員 大だいま議題となりました。

○佐々木委員長 ただいま議題となりました。

いと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐々木委員長 御異議なしと認め、

討論は省略することに決しました。

これより採決いたします。

○野澤清人 君より提出されました併合修正の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって動

議の通り両案はこれを併合して一案となし、題名は両案の通りとし、内容は内田常雄君外三名提出の案と同一とし、修正議決すべきものと決しました。

○野澤委員 なお両案に関する委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○佐々木委員長 御異議なしと認め、

そのままに決します。

○佐々木委員長 御異議なしと認め、

そのままに決します。

第四条中「公衆衛生上不適当である」を「政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合しない」に改める。

同

条第二号中「駆除に努めること」を削り、同条第十二条とし、第九条中「千円」を「一万円」に、同条第一号中「第十二条及び第十三条」を「第八条に、同条第十三条を「第十二条及び第十三条」を「第八条及び第九条第六項」に改め、同条に次の二号を加え、同条

を第十二条とする。

三 第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六条の二 都道府県知事は、へい獸処理場の構造設備が第四条の規定に基く政令で定める基準に適合しないと認めたとき、又はへい獸処理場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第四条の規定に基づく政令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命じ、又はその管理者に対し、第五条の規定による措置を講じべきことを命じ、又はその管理者に対し、第五条の規定による措置を講ずべきことを命じたときは、当該へい獸処理場の設置者に対し、期間を定めて、第七条第一項中「所有者」を「設置者」に、「へい獸処理場」に改め、同条第十二条を「第七条」に、「第七条の次に次の二条を加える。

第八条 第二条第二項及び第三条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ肥料、飼料、その他の物の製造及びその製造の施設並びに畜産、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

第九条 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、次の各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に銅養し若しくは取容しよらとす

る者が、その飼養若しくは取容の

第四条中「公衆衛生上不適当である」を「政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合しない」に改める。

第五条中「所有者又は」を削り、同条第十二条とし、第九条中「千円」を「一万円」に、同条第一号中「第十二条及び第十三条」を「第八条に、同条第十三条を「第十二条及び第十三条」を「第八条及び第九条第六項」に改め、同条に次の二号を加え、同条

を第十二条とする。

三 第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六条の二 都道府県知事は、へい獸処理場の構造設備が第四条の規定に基く政令で定める基準に適合しないと認めたとき、又はへい獸処理場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第四条の規定に基づく政令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命じ、又はその管理者に対し、第五条の規定による措置を講じべきことを命じたときは、当該へい獸処理場の設置者に対し、期間を定めて、第七条第一項中「所有者」を「設置者」に、「へい獸処理場」に改め、同条第十二条を「第七条」に、「第七条の次に次の二条を加える。

第八条 第二条第二項及び第三条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ肥料、飼料、その他の物の製造及びその製造の施設並びに畜産、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

第九条 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、次の各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に銅養し若しくは取容しよらとす

る者が、その飼養若しくは取容の

第四条中「公衆衛生上不適当である」を「政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合しない」に改める。

第五条中「所有者又は」を削り、同条第十二条とし、第九条中「千円」を「一万円」に、同条第一号中「第十二条及び第十三条」を「第八条に、同条第十三条を「第十二条及び第十三条」を「第八条及び第九条第六項」に改め、同条に次の二号を加え、同条

を第十二条とする。

三 第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六条の二 都道府県知事は、へい獸処理場の構造設備が第四条の規定に基く政令で定める基準に適合しないと認めたとき、又はへい獸処理場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第四条の規定に基づく政令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命じ、又はその管理者に対し、第五条の規定による措置を講じるべきことを命じたときは、当該へい獸処理場の設置者に対し、期間を定めて、第七条第一項中「所有者」を「設置者」に、「へい獸処理場」に改め、同条第十二条を「第七条」に、「第七条の次に次の二条を加える。

第八条 第二条第二項及び第三条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ肥料、飼料、その他の物の製造及びその製造の施設並びに畜産、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

第四に、血液製剤の原料としてまたは輸血のために人体から相当多量の血液を採取する者につきましては、事前の健康診断及び貧血者等から採血してはならない旨の義務を課することによつて、被採血者の健康の保護をはかることといたしております。

以上が、この法律案を提案するおもな理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で説明は終りました。

なお本案に關する質疑その他に關しましては、後日に譲ることといたします。

次会は明十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

〔參照〕

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(井手以誠君外十六名提出)に関する報告書
寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(内田常雄君外三名提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月二十三日印刷

昭和三十一年五月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局